

第23号議案

加東市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市消防団条例の一部を改正する条例

加東市消防団条例（平成18年加東市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「退職」の右に「及び休団」を加え、同条中「退職しよう」を「退職をしよう」に、「許可」を「承認」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 消防団員は、休団（1年以上消防団活動への従事を休止することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により休団を承認された団員（以下「休団者」という。）は、復団（消防団活動への従事を再開することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。

第12条第1項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、休団者には、年額報酬を支給しない。

第13条第4号中「36,000円」を「50,500円」に、同条第5号中「18,000円」を「45,500円」に、同条第6号中「13,000円」を「38,000円」に、同条第7号中「12,000円」を「37,000円」に、同条第8号中「11,000円」を「36,500円」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条に次の6項を加える。

- 3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、次に定める出動報酬を支給する。ただし、休団者には、出動報酬を支給しない。

(1) 災害又は警戒の場合 1日につき 8,000円(出動時間が4時間以内の場合は、4,000円)

(2) 訓練の場合 1日につき 3,000円

(3) 前2号以外の場合 1時間(1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき 1,000円

4 前項の規定にかかわらず、災害又は警戒の出動時間が2日にわたる場合において、次の各号に掲げるときの出動報酬は、当該各号に定める額とする。

(1) 出動時間が4時間以内のとき 4,000円

(2) 出動時間が4時間を超え8時間以内のとき 8,000円

5 第2項の規定にかかわらず、年度の中途において、退職若しくは休団をし、又は免職若しくは停職の処分を受けた消防団員の年額報酬は、退職若しくは休団をし、又は免職若しくは停職の処分を受けた日の属する月までの月割により計算した額とする。

6 第2項の規定にかかわらず、年度の中途において、新たに任命され、又は復団をした消防団員の年額報酬は、新たに任命され、又は復団をした日の属する月からの月割により計算した額とする。

7 前2項の規定により計算した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

8 第2項の年額報酬は、当該年度中に支払い、第3項の出動報酬は、出動実績に応じて、月ごとに支払うものとする。

第14条中「及び消防団員」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加東市消防団条例の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬及び令和4年4月1日以後に出動した災害、警戒、訓練等に係る出動報酬について適用し、令和3年度以前の年度分の報酬及び令和4年3月31日以前に出動した災害、警戒、訓練等に係る手当については、なお従前の例による。

第23号議案 要旨

加東市消防団条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

全国的に減少し続けている消防団員の確保を目的として、消防団員の処遇改善を図るために、消防庁において、非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、現行の年額報酬を見直すとともに、出動報酬を創設するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 消防団員の休団について加えること。（第8条関係）
- (2) 消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬に改めること。（第13条関係）
 - ア 分団長以下の階級の年額報酬を改めること。（第13条）
 - イ 消防団員が災害、警戒、訓練等に従事した場合の出動報酬を加えること。（第13条）
- (3) 消防団員に対する手当を削ること。（第14条関係）
- (4) 所要の文言整理を行うこと。（第12条関係）

3 市財政への影響

年額報酬、出動報酬合わせて60,697千円の負担増となる。

4 施行期日 令和4年4月1日（2(1)関係 公布の日）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(退職_____) <p>第8条 消防団員は、<u>退職しよう</u>とするときは、あらかじめ法第22条に規定する任命権者（以下「任命権者」という。）に届け出て、その<u>許可</u>を受けなければならない。</p>	(退職及び休団) <p>第8条 消防団員は、<u>退職をしよう</u>とするときは、あらかじめ法第22条に規定する任命権者（以下「任命権者」という。）に届け出て、その<u>承認</u>を受けなければならない。</p> <p>2 消防団員は、休団（1年以上消防団活動への従事を休止することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定により休団を承認された団員（以下「休団者」という。）は、復団（消防団活動への従事を再開することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。</p>
(服務規律) <p>第12条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても<u>水火災その他災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定されたところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p>	(服務規律) <p>第12条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定されたところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
(報酬)	(報酬)
	第13条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条 消防団員には、次に定める報酬 を支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 分団長〃 36,000円

(5) 副分団長〃 18,000円

(6) 部長〃 13,000円

(7) 班長〃 12,000円

(8) 団員〃 11,000円

2 消防団員には、次に定める年額報酬を支給する。ただし、休団者には、年額報酬を支給しない。

(1)～(3) (略)

(4) 分団長〃 50,500円

(5) 副分団長〃 45,500円

(6) 部長〃 38,000円

(7) 班長〃 37,000円

(8) 団員〃 36,500円

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、次に定める出動報酬を支給する。ただし、休団者には、出動報酬を支給しない。

(1) 災害又は警戒の場合 1日につき8,000円（出動時間が4時間以内の場合は、4,000円）

(2) 訓練の場合 1日につき3,000円

(3) 前2号以外の場合 1時間（1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）
につき1,000円

4 前項の規定にかかわらず、災害又は警戒の出動時間が2日にわたる場合において、次の各号に掲げるときの出動報酬は、当該各号に定める額とする。

(1) 出動時間が4時間以内のとき 4,000円

(2) 出動時間が4時間を超え8時間以内のとき 8,000円

	<p>5 第2項の規定にかかわらず、年度の中途において、退職若しくは休団をし、又は免職若しくは停職の処分を受けた消防団員の年額報酬は、退職若しくは休団をし、又は免職若しくは停職の処分を受けた日の属する月までの月割により計算した額とする。</p> <p>6 第2項の規定にかかわらず、年度の中途において、新たに任命され、又は復団をした消防団員の年額報酬は、新たに任命され、又は復団をした日の属する月からの月割により計算した額とする。</p> <p>7 前2項の規定により計算した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>8 第2項の年額報酬は、当該年度中に支払い、第3項の出動報酬は、出動実績に応じて、月ごとに支払うものとする。</p>
(手当)	<p>第14条 消防団及び消防団員には、予算の範囲内において、規則で定めるところにより次の手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 警戒手当</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>